

横浜市はまっ子ふれあいスクール事業補助実施細目

制 定 平成 18 年 3 月 10 日 福子放第 10366 号

最近改正 平成 23 年 3 月 11 日 こ放第 860 号

1 目 的

この細目は、横浜市はまっ子ふれあいスクール事業補助実施要綱（平成 18 年 3 月制定。以下「要綱」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 対象児童

要綱第 4 条に規定する対象児童は、当該小学校区に居住し、国立又は私立の小学校に通学する児童、特別支援学校等に通学する児童及び当該小学校長が認めた児童を含むものとする。

3 安全管理

要綱第 8 条第 2 項に基づきこども青少年局長（以下「局長」という。）あて報告する様式は、「はまっ子ふれあいスクール事故報告書（様式 1）」とする。

4 評議会

(1) 法人の補助事業者は、要綱第 9 条に基づく評議会の委員について、5 月末日までに「評議会名簿（様式 2）」により局長に報告するものとする。また、委員の異動があった場合はすみやかに、「評議会名簿（異動用）（様式 2 の 2）」により局長に報告するものとする。

(2) 法人の補助事業者は、要綱第 9 条に基づく評議会の開催について、開催後すみやかに、「評議会開催報告書（様式 2 の 3）」により局長に報告するものとする。

5 運営委員会

運営委員会の補助事業者は、委員について 5 月末日までに「運営委員会委員名簿（様式 3）」により、局長に報告するものとする。また、委員の変更があった場合はすみやかに、「運営委員会委員名簿（異動用）（様式 3 の 2）」により局長に報告するものとする。

6 保護者会の開催

補助事業者は、要綱第 10 条に基づく保護者会の開催について、開催後すみやかに、「保護者会開催報告書（様式 4）」により局長に報告するものとする。

7 費用徴収

補助事業者は、開設時間の延長等の理由により、参加料について要綱別表 2 に定める金額を超える金額を参加児童の保護者から徴収する場合、事前に局長の承認を得なければならないものとする。

8 補助対象経費及び補助金額

(1) 要綱第 13 条第 3 項における障害児受入加算の対象となる児童は、特別支援学校又は、個別支援学級に在籍している児童のほか、次のいずれかの書類を提出し、局長が決定したものとする。

ア 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 就学している小学校等から児童の状況が記載されている「特別な配慮を要する児童の申立書（様式 5）」

(2) 補助事業者は、要綱第 13 条第 3 項に規定する保護者負担減免額相当補助を交付申請する場

合、「保護者負担減免額相当補助申立書（様式6）」を補助金申請時及び変更時の年2回局長あて提出することとし、当該保護者の市民税所得割が非課税であることを証明する文書を添付するものとする。

- (3) 補助事業者は、補助金に余剰金が生じた場合、事前に局長の承認を得たうえで、同一補助事業者が運営する他のはまっ子ふれあいスクールの経理区分について繰り入れることができるものとする。

9 補助金の算定

- (1) 新規開設はまっ子ふれあいスクールのため、前年又は当年の実績がない場合には、特に局長が認めた場合を除き、「昼間」区分及び「夜間」区分とも標準規模として補助金を算定するものとする。
- (2) 要綱第14条第3項第2号における月別補助金額は、別表のとおりとする。

10 補助金の交付申請

- (1) 補助事業者は、要綱第15条第1項により補助金の交付申請を行う際には、該当がある場合、要綱第1号様式に「特別な配慮を要する児童の申立書（様式5）」、「保護者負担減免額相当補助申立書（様式6）」、その他補助金申請にあたり必要な書類等を添付するものとする。
- (2) 補助事業者は、要綱第18条第2項により補助金の交付変更申請を行う際には、必ず要綱第10号様式に、「収支予算書（第4号様式）」、「資金計画表（第5号様式）」を添付するものとし、該当がある場合、「特別な配慮を要する児童の申立書（様式5）」、「保護者負担減免額相当補助申立書（様式6）」、その他補助金申請にあたり必要な書類等を添付するものとする。

11 事業の変更

補助事業者は、事業内容に変更を生じたときは、「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業変更申出書（様式7）」をすみやかに局長に提出しなければならない。

12 事業の実施報告

補助事業者は、毎月終了後翌月10日までに、「月別状況報告書」（様式8）により事業の実施状況を局長に報告するものとする。

13 書類の整備等

要綱第22条における別に定める書類とは次のものをいう。なお、様式は任意とする。

- (1) 登録児童名簿
- (2) 参加児童出席簿
- (3) 日誌
- (4) スタッフ出勤簿

14 その他

- (1) チーフパートナーは、原則として専任とし、兼務しないものとする。

また、許可なく他の仕事に就くことはできない。

なお、チーフパートナーの給与は、原則として、横浜市の予算積算基準どおり（月240,000円（週30時間勤務の場合））とするが、特段の事情があり、金額の変更を必要とする場合、事前に局長に協議するものとする。

また、チーフパートナーについては、満65歳に達した日以後における最初の3月31日までの勤務とする。

なお、アシスタントパートナーについては、概ね65歳程度までの勤務とする。

- (3) 補助事業者は、アシスタントパートナーの変更があった場合、「はまっ子ふれあいスクールアシスタントパートナー変更申出書(様式9)」をすみやかに局長に提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業を新規に開始するにあたって保護者説明会を事前に開催するとともに、毎年、新入生の保護者向けに説明会や見学会を開催しなければならない。
- (5) 補助事業者は、事業予定等を掲載した広報紙を毎月作成し、当該校児童及び関係機関に配付するものとする。
- (6) 補助事業者は、運営法人の交替又はチーフパートナーの交替が生じる場合は、事由が生じる前月及び当該月に運営に支障がないよう必要な引き継ぎを行うものとする。
- (7) 補助事業者は、チーフパートナーを新たに採用する場合、候補者に対して複数の面接員による面接を実施し、「はまっ子ふれあいスクールチーフパートナー選任報告書(様式10)」により局長に報告するものとする。
- (8) この細目において、港南区、都筑区、栄区、泉区を所在地とするはまっ子ふれあいスクールについては、「3 安全管理」の「こども青少年局長(以下「局長」という。)」を「はまっ子ふれあいスクールの所在地を所管する区長(以下「区長」という。)」とし、以下「局長」を「区長」とする。

15 実 施

この細目は、平成18年3月10日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この細目は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成21年3月27日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年3月9日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年3月11日から施行する。

別表

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	第1 四半期計	第2 四半期計
基本補助額	550,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	1,450,000	1,350,000
規模別加算補助額 (昼間大規模Ⅰ)	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500	106,500	106,500
大規模加算補助額 (昼間大規模Ⅱ)	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	213,000	213,000
大規模加算補助額 (昼間大規模Ⅲ)	142,000	142,000	142,000	142,000	142,000	142,000	426,000	426,000
大規模加算補助額 (夜間大規模)	34,800	34,200	34,200	34,200	34,200	34,200	103,200	102,600
障害児受入加算補助額 (1人分につき)	31,400	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	92,600	91,800

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第3 四半期計	第4 四半期計	年間額
基本補助額	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	1,350,000	1,350,000	5,500,000
規模別加算補助額 (昼間大規模Ⅰ)	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500	106,500	106,500	426,000
大規模加算補助額 (昼間大規模Ⅱ)	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	213,000	213,000	852,000
大規模加算補助額 (昼間大規模Ⅲ)	142,000	142,000	142,000	142,000	142,000	142,000	426,000	426,000	1,704,000
大規模加算補助額 (夜間大規模)	34,200	34,200	34,200	34,200	34,200	34,200	102,600	102,600	411,000
障害児受入加算補助額 (1人分につき)	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	30,600	91,800	91,800	368,000